

区連会資料 2－4

令和8年 民生委員・児童委員、主任児童委員の 欠員地区・特例再任地区における候補者推薦について

旭区では現在、266名の民生委員・児童委員、主任児童委員の皆様にご活躍いただいておりますが、334地区のうち68地区が欠員、15地区が年齢要件の特例による再任(※)のため候補者の推薦が必要となっています。

つきましては、7月1日付及び12月1日付委嘱のため、欠員地区・年齢要件の特例による再任地区における候補者推薦にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(※)一斉改選時に限り75歳以上でも1期に限り再任できますが、引き続き後任者の選出に努めることとなっています。

1 お願いしたいこと

【地区連長】該当する地区連長へ後日個別に推薦依頼書類をお送りします。
主任児童委員の候補者推薦をお願いします。

【単位会長】該当する自治会町内会長へ後日個別に推薦依頼書類をお送りします。
民生委員・児童委員の候補者推薦をお願いします。

2 活動内容

地域住民と専門機関との「つなぎ役」としてご活動いただいている。詳しくは、添付のチラシに記載しておりますので、ご推薦予定の方への説明などにご利用ください。

3 任期

7月1日付委嘱：令和8年7月1日から令和10年11月30日まで

12月1日付委嘱：令和8年12月1日から令和10年11月30日まで

4 年齢要件（基準日：令和8年4月1日）

(1) 民生委員・児童委員

新任	原則68歳（昭和32年4月2日以降に生まれた方）まで 候補者の選出が困難な場合、 74歳（昭和26年4月2日以降に生まれた方）まで
元職	74歳（昭和26年4月2日以降に生まれた方）まで

(2) 主任児童委員

新任	原則54歳（昭和46年4月2日以降に生まれた方）まで 候補者の選出が困難な場合、 58歳（昭和42年4月2日以降に生まれた方）まで
元職	原則60歳（昭和40年4月2日以降に生まれた方）まで 候補者の選出が困難な場合、 64歳（昭和36年4月2日以降に生まれた方）まで

5 推薦の手続き

推薦準備会を開催いただき、履歴書、会議録、推薦人選出報告書を作成のうえ、区役所へご提出ください。

- (1) 提出期日：令和8年4月24日（金）（7月1日付委嘱分）
- (2) 提出方法：郵送：推薦書類とともに送付する返信用封筒にてご提出ください。
持参：旭区役所3階31番窓口へご提出ください。

※12月1日付委嘱分については、7月中旬頃に該当する地区連長及び自治会町内会長へ推薦依頼書類をお送りします。

6 添付資料

別紙1 (3ページ～6ページ) 活動紹介チラシ（2種類）

別紙2 (7ページ～15ページ) 市連会資料

【担当】

旭区福祉保健課 高森、國枝、鈴木

電話：954-6101 FAX：953-7713

Mail : as-minjikyo@city.yokohama.lg.jp